

ちゃっぴー着ぐるみ貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生きがいと健康づくりイメージキャラクター「ちゃっぴー」のちゃっぴー着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し付ける場合の手続等について必要な事項を定める。

(借り受けの手続等)

第2条 着ぐるみを借り受けようとする者は、あらかじめちゃっぴー着ぐるみ借受申請書（様式第1号）を静岡県健康福祉部福祉長寿局長（以下「福祉長寿局長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸付の承認)

第3条 福祉長寿局長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸付けを承認するものとする。

- (1) 営利団体等が自己の利益を図ることを主たる目的とするとき。
- (2) 生きがいと健康づくりのイメージを損なう恐れがあるとき。
- (3) 法令、公序良俗に反するとき。
- (4) その他福祉長寿局長が着ぐるみの貸付けについて不相当と認めるとき。

(貸付け等)

第4条 貸付けを受ける者は、原則として、静岡県健康福祉部福祉長寿局長寿政策課（以下「長寿政策課」という。）に来課し、ちゃっぴー着ぐるみ借用証（様式第2号）を提出して借り受ける。

- 2 着ぐるみの貸付けを受けた者は、原則として、長寿政策課に来課して長寿政策課の職員の点検を受けて返納する。
- 3 貸付けの期間は、原則として10日以内とする。
- 4 同時期に貸し付ける着ぐるみの数量は、原則として1体とする。

(転貸等の禁止)

第5条 貸付けを受けた者は、着ぐるみを第三者に転貸又は有料で貸し付けてはならない。

(毀損等)

第6条 貸付けを受けた者が着ぐるみを毀損又は紛失したときは、すみやかに福祉長寿局長に届け出なければならない。

- 2 貸付けを受けた者が着ぐるみを毀損又は紛失したときは、その賠償の責を負うものとする。ただし、福祉長寿局長がその責を問わないと認めたときは、この限りでない。

(承認内容の変更)

第7条 貸付けを受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめちゃっぴー着ぐるみ貸付承認内容変更申請書（様式第3号）を福祉長寿局長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、第3条の規定を準用する。

(貸付承認の取消し)

第8条 福祉長寿局長は、着ぐるみの使用がこの要綱及び貸付承認の内容に違反していると認められるときは、その貸付承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により貸付承認を取り消された者は、承認取消の通知があった日以降、すみやかに返却しなければならない。

3 前2項により生じた損害は、貸付承認を取り消された者の責により処理しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸付けについて必要な事項は、福祉長寿局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

ちゃっぴー着ぐるみ借受申請書

年 月 日

静岡県健康福祉部福祉長寿局長 様

申請者 住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者名） 印

下記のとおり、ちゃっぴー着ぐるみを借り受けたいので申請します。

記

- 1 品 名 ちゃっぴー着ぐるみ
- 2 借受数量 体
- 3 借受期間 年 月 日から 年 月 日
- 4 使用目的
- 5 使用場所
- 6 連絡先（担当者、電話番号等）

様式第2号（第4条関係）

ちゃっぴー着ぐるみ借用証

ちゃっぴー着ぐるみ 体

(内訳)

着ぐるみ本体	体
送風機	個
バッテリー	個
充電器	台
装身具	着

上記の物品一式を受け取りました。

平成 年 月 日

申請者 住 所

氏 名

来課者 氏 名

様式3号（第7条関係）

ちやっぴー着ぐるみ貸付承認内容変更申請書

年 月 日

静岡県健康福祉部福祉長寿局長 様

申請者 住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者名） 印

年 月 日付け長政第 号で貸付承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

※変更する承認内容の項目の変更前と変更後を記入すること